２０２０年１１月５日
ＮＨＫ広報局

１１月会長定例記者会見

Ｑ．ＢＳ４Ｋ・ＢＳ８Ｋ放送開始２年を控えて
Ａ．（前田会長）ＢＳ４ＫとＢＳ８Ｋは、１２月で放送を開始して丸２年となります。これまでさまざまなジャンルの番組を放送してまいりました。ＢＳ４Ｋでは、昨年末の紅白歌合戦をはじめ、大河ドラマ「麒麟がくる」や、連続テレビ小説などを多くの方にご覧いただいております。ＢＳ８Ｋでも「８Ｋアースウォッチャー」など、新たな映像体験をお楽しみいただける番組が好評なほか、８Ｋ制作のドラマ「スパイの妻」や「太陽の子」なども、高い評価をいただきました。
８Ｋにつきましては、番組と連動する形で、国宝などの貴重な文化財や歴史的遺産を８Ｋの映像技術によって記録し、未来へ伝える取り組みも進めております。また、医療や学術研究など、放送以外の分野での活用も広がっており、８Ｋ技術による社会への貢献も進んでいます。
来年に予定されております東京オリンピック・パラリンピックでは、より多くの方にＢＳ４Ｋ・ＢＳ８Ｋでお楽しみいただけるように、これからも普及推進に努めるとともに、多様で質の高いＮＨＫらしい、充実したコンテンツをお届けしてまいります。普及推進の取り組みや１２月の番組につきましては、担当者から説明いたします。
（担当者）放送開始２年にあたり、ＮＨＫとＢＳ民放５社共同で、１２月を「新４Ｋ・８Ｋ衛星放送で見ようよ！月間」として、キャンペーンを行います。各局の一押し番組を１２月に集中的に編成し、視聴者の皆さまの「４Ｋ・８Ｋ放送、見たいな」といった機運を高めていく取り組みです。これに先立ち、新４Ｋ・８Ｋ衛星放送の魅力や視聴方法、また各局のおすすめ番組を紹介する番組を共同で制作し、ＮＨＫとＢＳ民放５社のチャンネルで放送して、キャンペーンを盛り上げてまいります。また、１１月１２日から１５日までの４日間は、４Ｋ・８Ｋ放送の魅力をＰＲするイベント、「超絶体験！４Ｋ・８Ｋスーパーハイビジョンパーク」を、東京・原宿の「ＷＩＴＨ　ＨＡＲＡＪＵＫＵ　ＨＡＬＬ」で開催いたします。３５０インチの大画面で、８Ｋコンテンツをお楽しみいただける、「８Ｋスーパーハイビジョン

シアター」のほか、おすすめ番組の視聴体験や、受信方法の相談コーナーなども設けます。新型コロナウイルスの感染防止策を取った上で、開催いたしますので、多くの方に４Ｋ・８Ｋ放送の魅力を直接体験いただきたいと思います。
また、地域放送局での８Ｋ番組制作も進んでいます。「８Ｋ鉄路紀行」は、各地のシンボルとなっているような鉄道や駅を舞台に、沿線の美しい風景や人々の暮らしなどの地域の魅力を、地元ならではの視点で発信しています。これからも８Ｋの超高精細映像で、さまざまな地域の魅力を発信する番組をお届けしてまいります。

Ｑ．「ＮＨＫ杯国際フィギュアスケート」について
Ａ．（会長）毎年多くのフィギュアスケートファンの皆さまにお楽しみ頂いております大会ですが、今年は１１月２７日から２９日にかけて、大阪府門真市で開かれる予定です。今年は新型コロナウイルスの感染防止に十分注意しながら、総合テレビなどで競技の模様をたっぷりお伝えすることにしております。また、今年の大会には、これからの日本のフィギュアスケート界を担う、若い選手が数多く出場すると聞いておりますので、活躍を楽しみにしたいと思います。詳しくは担当者から説明いたします。
（担当者）ＮＨＫ杯は国際スケート連盟公認のグランプリシリーズの日本大会として開催され、例年、世界各国のトップ選手が出場する大会となっています。しかし、今年は新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、出場選手が開催国の選手、開催国を練習拠点としている選手、または開催国に入国が可能な選手に限られます。
大会では、男子シングル、女子シングル、アイスダンスが行われます。男子シングルには、２月の四大陸選手権で銅メダルに輝いた鍵山優真選手、昨年のジュニアグランプリファイナルで優勝した佐藤駿選手という、期待の若手２人が今シーズンからシニアに本格参戦し、揃って初出場します。女子シングルは、坂本花織選手、樋口新葉選手などのトップ選手のほか、体調不良で昨シーズン休養していた三原舞依選手がＮＨＫ杯に帰ってきます。また、２月の四大陸選手権で銀メダルを獲得した韓国のユ ヨン選手が、ただ１人の海外選手として参加します。そしてアイスダンスには、バンクーバーオリンピック男子シングルの銅メダリスト、髙橋大輔選手が、村元哉中選手とのカップルで出場します。髙橋選手がアイスダンス転向を表明してから、初めて出場する公式戦となり、注目を集めています。

今回の大会は、会場の収容人数の５０％に相当する、３０００人程度の観客を入れて開催するということで、中継にあたっても、観客と移動の導線を分けて、接触を極力避けるなどの十分な感染防止策を行っていきます。放送につきましては、総合テレビとＢＳ１、そしてＢＳ８Ｋですべての種目を生中継します。このほか、インターネットの特設サイトや、ＮＨＫスポーツのツイッターで、選手のインタビューやハイライト動画などを楽しんでいただけます。また、８Ｋにつきましては、東京・世田谷区内のホールで、パブリックビューイングを行うほか、全国のＮＨＫの放送局のうち、大会の放送時に受信公開を行っている放送局でも、ご覧いただくことができます。
今年の大会は、新型コロナウイルスの影響で、思うような練習ができない時期もあった選手たちが、それを乗り越えて迎える大会となります。それだけに、どんな演技を見せてくれるか、注目してご覧いただければと思います。

Ｑ．「ＮＨＫ歳末たすけあい・ＮＨＫ海外たすけあい」について
Ａ．（会長）「ＮＨＫ歳末たすけあい・ＮＨＫ海外たすけあい」の受付期間は、例年と同じ１２月１日から２５日までです。
「ＮＨＫ歳末たすけあい」は、中央共同募金会を通じて、国内の福祉施設や支援を必要とする方々のために使われ、コロナ禍で不安を抱える方々も支援いたします。「ＮＨＫ海外たすけあい」は、日本赤十字社などを通じて、世界各地の紛争や自然災害、感染症などに苦しむ人々のために使われます。
受付につきましては、各都道府県の新型コロナウイルス感染症拡大状況などを考慮しながら、進めていくことにしています。ＮＨＫの各放送局では、会館を公開していない局を除き、今年も募金の受付を行う予定であります。
関連番組「あなたのやさしさを２０２０」では、２０２１年大河ドラマ「青天を衝け」出演の俳優・岡田健史さんが、「歳末・海外たすけあい」の募金が実際にどのように役立てられているのか、国内や海外の事例をご紹介いたします。また、「青天を衝け」主演の吉沢亮さんや、１１月３０日から始まる連続テレビ小説「おちょやん」のヒロイン、杉咲花さんなど、各界で活躍する方々にもご協力をいただき、スポット番組を通じて、たすけあいへの協力を呼びかけます。
コロナ禍で厳しい経済状況が続いていますが、支え合って難局を乗り切るために、皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。

Ｑ．インターネット活用業務実施基準変更素案のパブリックコメントでは、どのような意見が寄せられたのか。
Ａ．（会長）視聴者の皆さま、国民の皆さまから、１００件余りのご意見をいただいております。そうしたご意見や、経営委員会からの検討要請を踏まえて、さらに詳細な検討を行いまして、変更案がまとまり次第、大臣認可を申請したいと思っております。なお、実施基準の変更素案に対する意見募集の結果は、議決時に経営委員会が公表することになっていますので、現時点で、ご意見の中身について、コメントすることは控えさせていただきます。
Ｑ．議決はいつ行われるのか。
Ａ．（会長）来週、経営委員会がありますので、そこでおはかりしようかと思っております。
Ｑ．総務省の「公共放送の在り方に関する検討分科会」で費用上限の２．５％について、根拠がないと発言していたが、どのような意図か。
Ａ．（会長）もともとのガイドラインがスタートした時に、インターネットを補完業務として行う際に、抑制的に行うと書いてありまして、私はその通りだと思います。
ただ、２．５％という数字が抑制的で、２．８％だとそうじゃないというのは、変ではないか、そういう話ではないのではないかと申し上げたんです。私はむしろ絶対額で、中身は何に使うのかを見て、皆さまにご判断いただければいいのではないかと。それが本当に抑制的なのか、視聴者のためになるのか、そういう観点で見ていただきたいということです。すでにお示しした中身を見ていただきますと、「ＮＨＫプラス」、これは始めたばかりですから、これからかなりの金額になります。それから、海外向けの国際放送は、衛星波では、すごくコストがかかる部分がありますので、費用対効果で言えば、できればインターネットでやらせていただきたいと。そういうところで、費用がかかるわけでございまして、巷間言われておりますような、民業を圧迫するとか、そういうことではないと思います。ただ、法律の建付けは、あくまで電波でやるのが放送法になっていますので、インターネットは電波ではありませんので、補完的というのはその通りだと思います。その中で、ＮＨＫは抑制的に、これからもやります、ガイドラインを守りますということでございます。
そういう中で、２．５％という数字について、根拠はあるかと言われると、私が決めたわけではありませんが、そういう意味の根拠はないと。これは、受信料収入に連動する２．５％ですから、それよりも、

絶対額で、かつ中身で、本当に抑制的かどうかというのをご判断いただければと申し上げているわけであります。

Ｑ. 総務省の「公共放送の在り方に関する検討分科会」で示したテレビの設置届出義務化などについての見解は。
Ａ.（会長）受信料の徴収に関わる営業経費が高いと、１０年以上前からずっとご指摘を受けております。ＮＨＫとしても、努力をしてきましたが、受信料支払い率が８３％程度まで上がり、残り１７％程度となりましたが、ある意味、大変高い壁があります。
今の法令では、テレビを設置したことについて届け出るというものがないため、ＮＨＫの職員、もしくはスタッフが、テレビがあるかないかを確認する手段がございません。テレビを設置したと言っていただければありがたいのですが、それがないものですから、対象と思われる方に、案内を持っていって、その結果、非常に低い確率で契約をしていただいているというのが１０年以上続いています。
受信料を払っていただいている８０％以上の方から見れば、不公平なことになっておりまして、ＮＨＫとしても、ものすごく悩んでおります。そういう意味で、放送法に、受信設備について届け出をしていただきたい、そういう制度を入れていただければ、その先の契約については、我々が努力すればいいんですけど、テレビを持っているかいないかについて、ＮＨＫ側では証明できないものですから、このトラブルを解消したいというのが最大の部分であります。
また、テレビをお持ちでない方のところに、ＮＨＫの職員、もしくはスタッフが行って、契約をしてくださいというのは、大変、失礼なことだと思っておりまして、お互いに望まないトラブルのもとになっております。１０年来ずっと営業経費が高いと指摘をされて、努力をしてきましたが、実態が改善しないので、放送法で、せめてこの受信設備の届け出、買った時には届け出をしていただきたいという条項を入れていただきたいと。その先については、契約は今までどおり、ＮＨＫのスタッフ、もしくは職員が努力をして、契約をしていただくと、そういうことでありまして、受信機を持っていない方に届け出てほしいという主旨では、全くございません。ただ、お届けいただきませんと、テレビがあるかないかは、ＮＨＫ側では分からないものですから、何度もお伺いして、テレビをお持ちでない方からしたら、甚だ迷惑なことがずっと起こるという、極めて生産性に乏しい、かつ、プラスが１つもない作業をずっとやり続けていると、互いに良くない

と思っていまして、テレビの設置について、お届けいただけないかということで、法改正をお願いしているということでございます。
Q. 法改正の時期は。
A.（会長）法律を作るのは私どもではありませんので、総務省にお願いするしかありません。我々からすると、できるだけ早く、手立てをしていただければ、国会で営業経費が高すぎるとご指摘を受けておりますので、それを是正したいと思っています。我々としても、いろいろな工夫をしていますが、一番ネックになっているのは、テレビを持っておられるかどうか分からない、かつ、お名前も分からない状態で、公平負担のために契約をお願いしていくという、かなり無理をした状態が１０年以上続いていまして、何とか解消したいと思っております。法律はできるだけ早く改正していただければと思っています。
Q. 来年の通常国会で法改正を求めることは。
A.（会長）法案を提出するのは私どもではございません。できるだけ早くと思っておりますが、いつというのは、我々が申し上げるものではありません。
Q. テレビを持っていない人への届け出は求めないということか。
A.（会長）受信機を持ってない方に届け出してほしいということを、我々が希望しているわけではございません。ただ、テレビがない方のところにも行く可能性がありますので、ないと言っていただかないと、ずっと行き続けるというのも、お互いに不幸なことですから、ないと言っていただければ、もう次からは行かないということになりますが、ないという方に届けろということではございません。
Q. テレビの設置届け出について、テレビ離れを招くという指摘もあるが。
A.（会長）私は、テレビ離れと、この件は別問題だと思っております。こういうことがあると、テレビ離れするということではないと思っています。こういうことと関係なしに、テレビ離れは、現実に進んでおります。これは別の要因だと、私は思います。特に若い方はそうなんですけど、別の問題だと思っております。
Q. 先日の総務省の検討分科会で示された資料と変わっているが、要望を変更したということか。
A.（会長）要望は変わっておりません。さっき私が申し上げた通りです。未設置の方に対して、届け出てほしいということではありません。ただ、お届けいただかないと、ずっと未設置の方のところにお邪

魔するという、甚だ迷惑なことをずっとやり続けなければいけないので、持ってないということは言っていただきたい。ただ、届けてほしいということは言っておりません。設置を届け出ていただきたいという部分を、入れていただきたいということなんです。今、そういう文章が入っていませんので。放送法上は受信機を持っている方は契約してくださいと、いきなりそうなっているんです。
Ｑ. 罰則は求めないということか。
Ａ.（会長）私は、罰則をつけていただきたいという気はまったくありません。
Ｑ. 罰則など強制力がないと、絵に描いた餅になるのではないか。
Ａ.（会長）私どもは設置を届け出ていただきたいということで、義務化を申し上げているわけではないんです。設置をされている方に届け出いただかないと、ＮＨＫではそれを証明できないものですから、そういう意味で、届け出をいただきたいと。義務という言葉は使っておりません。届け出をいただきたいと。その先は、契約をしていただきたいんですけど、これも我々からお願いに行って、ぜひ契約をしていただきたいという、そういう話であります。言葉は義務化と言っているんですけど、私は義務化とは言っておりませんので、届け出をいただきたいということだけなんです。届け出をいただかないと罰則とか、そういう話ではありません。我々はそういうことを想定しておりません。ただ、それがないと、今と同じことがずっと起こるという、限界的な営業コストがものすごくかかって、費用対効果という意味では、効果はものすごく薄いというのが、１０年間実証されていますので、これはさすがにお互いにとって不幸ではないかと。８０何％という受信料を払っていただいている方にとっても、不公平感が固定化するという、これは良くないと思っております。そういう意味で、私どもは届け出をいただきたいということで、法律の条文に届け出義務というのをお願いしているわけではございません。今も受信機を持った人に契約してくださいとなっているんですけど、別に義務と書いているわけではないんです。私どもは、義務化を求めているわけではございません。ＮＨＫの営業努力が必要だと思っています。何もしないで、契約が成立して、営業努力も何もないというような形になると、私はＮＨＫにとって、あまりプラスではないと思います。視聴者の皆さまの声をしっかり聴くという、今のシステムが弱体化する恐れがあると思っております。ある意味では、痛みがある、弱みがある、アキレス腱があるから、努力するわけでして、何もしない

で自動的に入ってくる。ＮＨＫは番組だけ作ればいいという、そういうことではないと思います。視聴者とのコミュニケーションとか、そういうところがないがしろにされる恐れがあると、むしろ懸念していまして、あまり強い、強制的な徴収制度ということについては、反対であります。
Ｑ. テレビの設置を届け出てもらえば、支払い義務化は避けられるという考えか。
Ａ.（会長）これは、公平負担というのが大原則ですので、現在８３％ですけど、１７％の方は払ってないわけです。払っている方から見ると、不公平だということですよね。そのためにお願いをしたもので、それ以上のものではございません。
Ｑ. 受信料の支払い義務化とは関係ないということか。
Ａ.（会長）そういうことでございます。
Ｑ. 居住者情報はどこに照会するのか。
Ａ.（会長）いろいろな情報をお持ちのところがありますが、個人情報の問題ですので、いろんなご懸念もあります。ただ、ＮＨＫは、すでに４千万世帯以上の方の個人情報を持っています。これを厳格に管理しています。そういう個人情報を持ったことによって、問題が起こることがないようにしなければいけないと思っていますので、この扱いは、今まで以上に厳格にする。これを信じていただいた上で、かつ、公的機関を含めて、情報をお持ちのところがいろいろありますので、そういうところに照会できるような制度をつくっていただければと思っております。

Ｑ. 司会者が発表された紅白歌合戦への期待は。
Ａ.（会長）今年は、コロナで明け暮れた１年になりそうでございまして、その中で、昨年に引き続き、内村光良さん。４回目の司会、８月の「ライブエール」でも司会を務めていただきました。また、初めての司会となるお２人の方、二階堂ふみさんは連続テレビ小説「エール」でご活躍ですし、大泉洋さんは「ＳＯＮＧＳ」でご活躍いただいております。バラエティに富んだ魅力的な布陣のもとで、大みそかの夜は、日本中に歌でエールを届けていきたいと思っております。
　今回、初めての無観客で、いろんなことがすべて初めてですが、精いっぱい頑張って、良い形で年を越せればと思っております。

Ｑ．一部報道で、観客を入れることを検討していると報じられたが。
Ａ．（会長）報道があったとは聞いていますが、そういうことはございません。
（担当者）視聴者の皆さまから、毎年何１０万通という観覧応募をいただくような、ＮＨＫの一大イベントでございます。そういう大きなイベントで、無観客を決断するということは、我々スタッフ、ＮＨＫにとっては、繊細な検討を幾度も重ねて、決定したことでございます。そういう中で、こういう記事が出てしまったことは、関係者や多くの視聴者にどれだけの不安を招いたかということで、大変遺憾だと思っています。

Ｑ．２０２０年度第３期末営業業績で契約総数が前年度比２８万件減となっているが、今後への影響は。
Ａ．（会長）今年度の上期は、コロナの影響もございまして、基本的に営業活動を全面的に止めておりました。何もしない結果がこういうことになったということでございます。ただ、下期からは、コロナの影響を考えながら、気をつけながら、徐々に営業活動も再開をしていきたいと思っております。そういう意味で、この数字が、そのまま単純に２倍になるということはないと思いますけども、ただ、間違いなく、コロナで、仕事を廃業された方も増えましたし、受信料を収めていただく環境は、良くない状態であることは事実であります。
Ｑ．経営計画に影響が出るという数字の想定はあるのか。
Ａ．（会長）それはございません。ただ一つ言えることは、確かにコロナの影響で、廃業されたり、いろいろなマイナスの影響がありますけども、契約そのものは、口座振替で年間契約されている方がたくさんおられますので、足元が全部一挙に壊れるとか、そういうことにはならないと思います。ただ、実際には、今までお支払いいただいていて、支払いを遅延するという方もおられます。これは、通常の時でもあるんですけれども、コロナになって、確かにこれまで以上に顕著な部分もあります。営業ががんばりながら、少しずつ回復してきましたが、どれくらい影響を受けるかというと、ちょっとやってみなければ分かりませんが、足元をちゃんと見るしかないと思っています。
Ｑ．厳しい状況の方に特別な措置を取ることは。
Ａ．（会長）これは難しいと思います。自由自在に制度設計できないんです。受信料も全部個別に勝手に決めているわけではありませんから、弾力性にすごく欠けているんです。大変な方々に対して、受信

料免除の手続きもスタートしましたけど、手続き的には、すぐできるものではありません。かなり、いろいろな手続きをして、やっとできる。それから、いちいちお届けいただかなければいけないとか、非常に複雑な手続きをしないと、そういうことはできない仕組みになっているものですから、一挙に解決するわけにはいかないですね。

Q. 番組の「ジャンル別管理」による予算管理の進捗について。
A.（会長）ジャンル別の管理を導入したのは、率直に言って、放送波ごとに今まで管理していまして、ある意味では、ジャンルは後からつけているんですけど、基本的に、重複がいっぱい出ていました。放送波ごとに、ほとんど調整もしていないとか。歴史的な経緯で波が増えて、それで波ごとに管理してきたんですけども、すでに地上２波、衛星４波ありまして、それを波ごとに管理して、横のジャンルの重複とか、そういうのをほとんど考えないというのは、ちょっと異常なので、波も整理をしたいと思っていますし、番組も中身を良くしたいという欲求があります。そのために、まずジャンル別で、一度、全体を見てみて、それから後は単なる視聴率でなくて、番組を測る指標を別に開発して、今、試しているんですけど、通常の視聴率だけではなくて、番組そのものの価値を現在の価値だけでなく、違う価値も組み込んで、番組を評価するという、新しい指標を作ろうとしています。自分たちでしっかりしたスケールを作る。
それから、もう１つ変えようとしているのは、予算について、入り口はジャンル管理で、予算管理を一度やってみましたが、予算ではなくて、結果で評価するというのが本来の姿なんです。予算ベースでいくら比較しても、番組そのものではありませんので、実績で見て、ちょっと長いトレンドで見ながら、これはどうなのと。番組を新しいものにするとか、作り変えるとか、いろんなことを全部、今年からスタートをしておりますが、ちょっと、２、３年やってみませんと初めてのことでして、やってみないと分からないんです。やり方を変えようとしていることと、どのジャンルに、どう増やしたいというのは別の問題でして、たとえば教育テレビだったら、これぐらいの割合で増やすとか、そういうことをやろうとしているわけではないんです。そもそも、全体の番組について、ある程度の方針をちゃんと固めていますので、それがその通りになっているか、ちゃんと見ると。そっちの方をメジャーに使ったほうがいいんではないかなと。ジャンル別管理をやって、こっちをやめるとか、スポーツをいっぱい増やすとか、そう

いうことをやるのかと言われたんですが、そういうことではありません。自分たちでやっていることを、ちゃんとモニターする、そういうことが主眼であります。

（以上）